

みんなの国保



医療機関の適正受診にご協力を!!

～ 増加傾向にある医療費の削減につながります ～

◆かかりつけ医・かかりつけ薬局をもちましょう!

安心して相談できるかかりつけ医やかかりつけ薬局をもつことで、適切な治療を受けることができます。

◆定期的に健診を受けて、病気の予防や早期発見に努めましょう!

病気の発見が遅れると、病気の進行だけでなく、治療期間も長くなり、医療費の負担も大きくなります。

◆重複受診はやめましょう!

同じ病気で医療機関を複数受診すると、その都度初診料がかかります。

また、何度も同じ検査や処置などを行うことで、体にも負担がかかります。

◆休日・時間外診療は緊急を要する場合に!

休日・夜間の受診は、時間外料金が加算されます。安易に受診せず、救急電話相談(携帯電話)を利用ください。

こども:#8000 おとな:#8500

多剤服用(ポリファーマシー)

近年、薬の多剤服用による副作用や薬物有害事象(好ましくない・意図しない兆候、症状等)が問題となっており、多剤服用の中でも害をなすものが“ポリファーマシー”と呼ばれています。

ポリファーマシーの明確な定義はありませんが、“薬のもらいすぎ”を防ぐために、「お薬手帳」を1冊にまとめるなど、薬の管理に有効活用しましょう。

また、多くの薬が処方されると飲み忘れが起こりやすくなりますが、“薬がたくさん余った”ときは、薬を持参の上、薬局に相談しましょう。

ジェネリック医薬品(後発医薬品)

ジェネリック医薬品とは、新薬である先発医薬品の特許期間が切れた後に販売された“先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ”医薬品です。

ジェネリック医薬品を希望される場合は、主治医・薬剤師にご相談ください。ただし、主治医の判断でジェネリック医薬品への切り替えができない場合があります。

効き目OK:先発医薬品と同じ有効成分・効能・効果
安全性も大丈夫:先発医薬品と同じ品質基準で製造
家計にやさしい:先発医薬品より安価

“セルフメディケーション”をご存じですか?

○セルフメディケーションとは『自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること』です。

ポイント1 体調管理を積極的に行う(適度な運動、十分な睡眠・休息、バランスの取れた食事、健康診断)

ポイント2 軽い不調は自分で手当てする(OTC医薬品(市販薬)の活用) *Over The Counterの略

○市販薬を使用するか医療機関を受診するか判断に迷う時は薬剤師に相談しましょう。

～セルフメディケーション税制(特定一般用医薬品等購入費を支払ったときの医療費控除の特例)～
健康の保持増進及び疾病予防への取組として一定の取組(特定健康診査などを受ける)を行っている者が、特定一般用医薬品(スイッチ OTC医薬品)購入費を支払った場合、一定の金額の所得控除(医療費控除の特例)を受けることができます。



第三者行為(交通事故など)にあった場合は…

自分以外の者が原因のけがや病気で保険証を使うときは
保険者(市)への届出が必要です!

交通事故などの第三者(加害者)の行為によって負傷したり病気にかかった場合の医療費は、
加害者が負担すべきものですが、届出を行うことで保険証を使って受診することができます。

この場合、本来加害者が負担すべき医療費のうち、国民健康保険が負担した(立替えした)分は
市から加害者へ損害賠償請求することになります。相手方と示談する前に必ず届出をしてください。

なお、届出方法など詳細については国保年金課にお問合せください。

《 保険証を使用して受診するにあたり届出が必要な事例 》

- 自動車、原動機付自転車、自転車での事故
- 他人が飼っている動物によるけが
- 他人からの不当な暴力や傷害行為によるけが
- スポーツ施設等での接触事故
- 他人が所有している建物や設備の欠陥などによる事故
- 飲食店や購入食品による食中毒

など

小さな事故でも警察に連絡して、「交通事故証明書」を発行してもらいましょう。



保険証のあれこれ ~給付が制限される場合もあります~

療養の給付

医療機関に保険証を提示し、医療費の一部を支払うことで、以下の医療給付を受けることができます。

- ・診察、医療処置・手術などの治療
- ・薬剤または治療材料
- ・入院及び看護、在宅療養及び看護
- ・訪問看護

自己負担割合

義務教育就学前 **2割** 義務教育就学後70歳未満 **3割**

70歳以上75歳未満(一般、低所得者) **2割**

70歳以上75歳未満(現役並み所得者) **3割**

保険証が使えない場合

【病気等ではないもの】 健康診断、人間ドック、予防接種、美容整形、
正常な妊娠・出産、経済上の理由による妊娠中絶

【他の保険が適用するとき】 仕事上のけがや病気 ⇒労災保険適用

給付が制限される場合

故意の犯罪行為や事故
けんかや泥酔によるけがや病気
医師や保険者の指示に従わなかったとき

酒酔い・酒気帯び運転
無免許運転、速度超過運転
互いに手を出したけんか
などが対象

災害や収入の著しい減少等により生活が困難となって、医療費の一部負担(自己負担)の支払いにお困りの方は、国保年金課にご相談ください。

状況により一部負担等の減免などが受けられる場合があります。

お問合せ先

各種届出は市役所・
地域庁舎のすべてで
行うことが出来ます

国保年金課国保医療係 ☎ 25-2111(代表) 内線 178

藤島庁舎市民福祉課

☎ 64-5807(直通)

羽黒庁舎市民福祉課

☎ 26-8773(直通)

櫛引庁舎市民福祉課

☎ 57-2113(直通)

朝日庁舎市民福祉課

☎ 53-2114(直通)

温海庁舎市民福祉課

☎ 43-4614(直通)